

「子ども・子育て支援 妊娠～子育てライフ

平成 27 年度から始まっている「子ども・子育て支援新制度」。消費税を上手に活用して、親子で充実した毎日を

新制度」活用 がキメ手! がもっと充実するために

用して、妊娠期～子育て中のファミリーを社会全体で応援しよう!という取組です。送らしましょう。最新情報は SNS でチェック!



利用するには認定が必要です



あなたの認定区分・ 利用できる施設は?

乳幼児期の教育・保育施設等の利用を希望する場合は、市町村から利用のための認定を受ける必要があります。認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無で決まります。

年齢	認定区分	利用できる施設
3～5歳	1号認定	幼稚園・認定こども園
	2号認定	保育所・認定こども園
0～2歳	3号認定	保育所・認定こども園・地域型保育

※新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。



自分の認定区分・
利用できる施設を
スマホで
すぐチェック!

最新情報はSNSでゲットしよう!

「子ども・子育て支援新制度」の詳細は、内閣府のホームページでわかります。また、最新の情報は SNS で発信されているので、そちらもチェック! 制度のこと以外にも、子育てに役立つ情報が随時アップされています。



内閣府
よくわかる「子ども・子育て支援新制度」
ホームページ

facebook / twitter / Instagram /



「#たまひよあるある」キャンペーン開催中!

Instagram では「#たまひよあるある」キャンペーン開催中! 妊娠・子育て中の「あるあるエピソード」を大募集しています。「#たまひよあるある」で妊娠・子育てのあるあるを Instagram、Twitter で投稿してください! たまひよあるある賞ほか、さまざまな賞を用意しています。

詳細はこちら



応募締切は 2017 年 12 月 31 日 (日)

詳しくは
スマホでチェック!



さらに! 新しい取組! 企業主導型 保育事業が進行中!

「企業主導型保育事業」って
どんな取組か?

従業員以外も利用できる 保育施設もあります

平成 28 年度からは、企業が助成金を受けて従業員のための保育施設を設置・運営する「企業主導型保育事業」が始まりました。保育施設の中には、従業員でなくても利用できる「地域枠」を設けている施設も。地域枠を利用したい場合は、施設に直接申し込みます。

企業主導型保育事業ポータルサイトのQRコード

施設名に関する
情報はコチラ!



※助成決定一覧の
「地域枠」有の施設を
ご覧ください。



従業員だけでなく
地域のお子さん
もどうぞ!

まだまだある! 地域の子育て支援

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生の保護者が会員として登録できます。子どもの預かりや送迎などの援助を希望すると、援助を行うことを希望する地域住民をマッチングする場。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育所など地域の身近な場所を活用した取り組み。親子の交流や子育て相談が気軽にできます。

病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できないとき、子どもを預ってもらえます。保育中に具合が悪くなった子どもを、病児保育施設に送迎する仕組みがある地域も。

放課後児童クラブ

保護者が日中家庭にいない小学生が、小学校の余剰教室や児童館などで放課後を過ごせる取り組み。

新制度で教育・保育の場が増えています!



子どもの年齢や親の就労状況などに応じて、選択肢はいろいろ。待機児童の解消に向けて、教育・保育の受け皿は増加中! 仕事以外の理由で利用できる保育もあります。

【認定こども園 (0～5歳)】

幼稚園と保育所の機能を 併せ持つ施設

0～2歳は、家庭以外での保育が必要な子どもが対象。3歳以上は、幼稚園と同じく保護者の就労にかかわらず入園できます。



【幼稚園 (3～5歳)】

小学校教育の基礎となる 幼児期の教育を 行う施設

保護者の就労にかかわらず
入園できます。



詳しい情報は
スマホで
チェック!



【地域型保育 (0～2歳)】

保育所より小規模。 0～2歳の保育をする事業

家庭以外での保育が必要な子どもを少人数で預かる事業。「家庭的保育 (保育ママ)」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」があります。



【保育所 (0～5歳)】

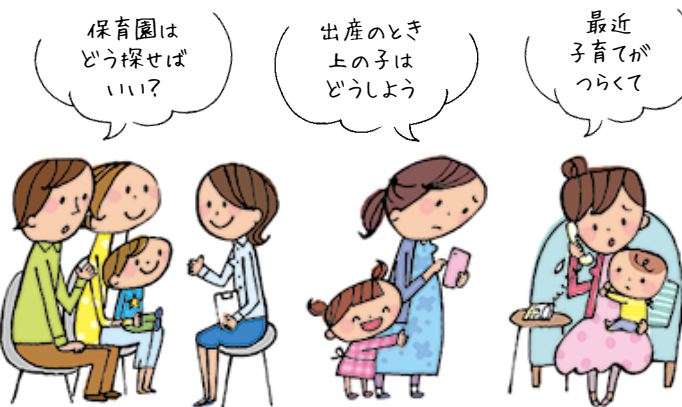
保護者に代わって 保育をする施設

保護者の就労、妊娠・出産、親族の介護、保護者の就学などの理由で、家庭以外の保育が必要な場合に入園できます。



家族のスタイルに合わせた 地域の子育て支援

「子ども・子育て支援新制度」は、すべての子育てファミリーが対象です。市町村が中心となり、地域のニーズに合わせてさまざまな子育て支援を行っています。



利用者支援

地域の子育てコンシェルジュに 気軽に相談しよう!

子育て支援の内容は、市町村によってさまざま。自分のニーズに合った支援を見つけるなら、住んでいる地域の窓口で相談するのが近道! 地域子育て支援拠点や行政窓口などにいる子育てコンシェルジュが、子育て支援の情報提供や利用のためのアドバイスをしてくれます。子育てコンシェルジュは「子育てパートナー」や「地域子育て支援コーディネーター」など、地域によって名称が異なります。ちょっとした心配でも気軽に相談してみてください。



なんでもご相談
ください!